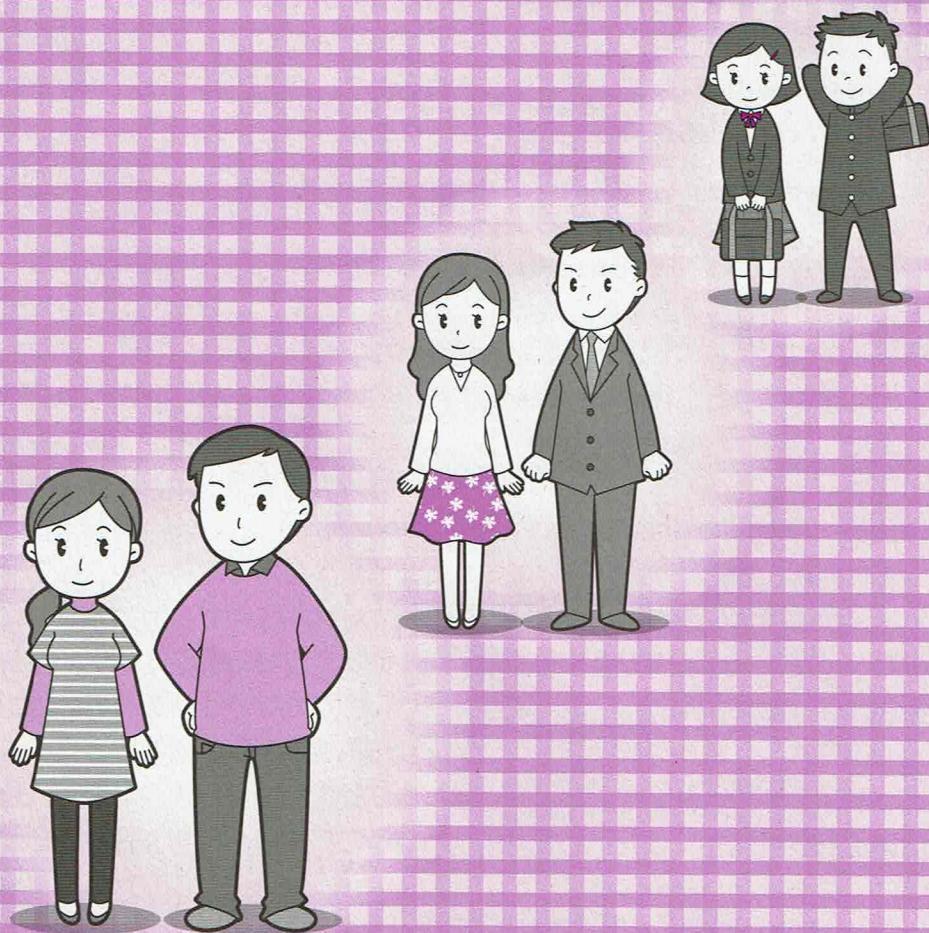


リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
『改正次世代法』『改正パートタイム労働法』のポイント



平成26年度
稻城市

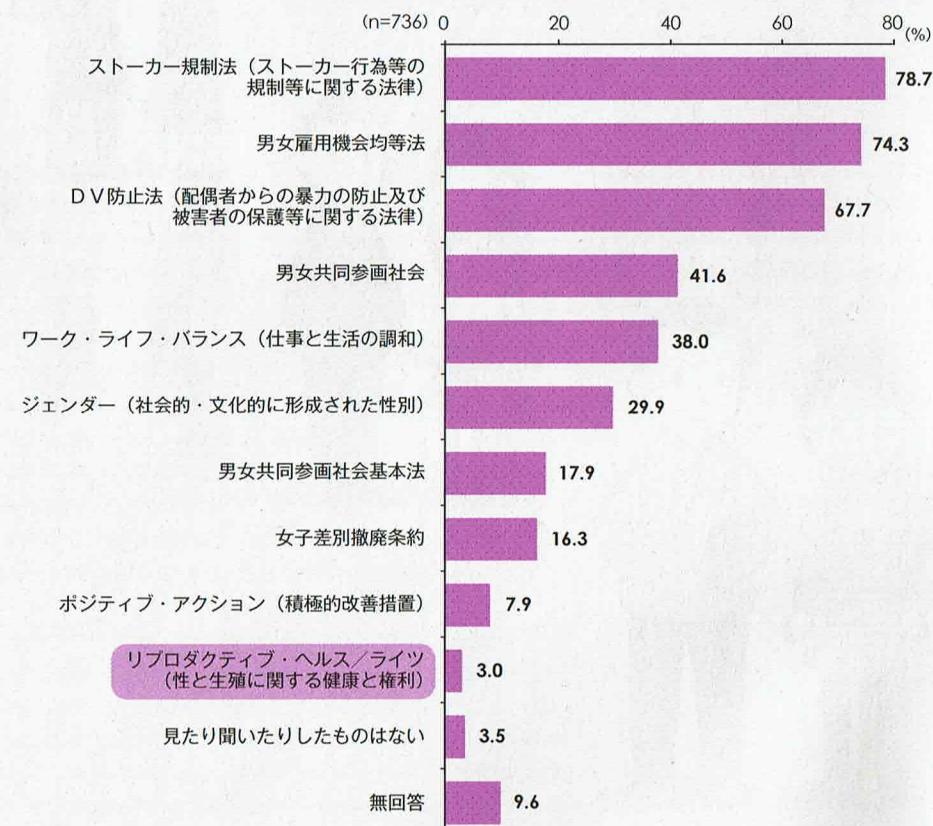
このパンフレットの発行は、「男女平等推進いなぎプラン」に基づく事業です。

はじめに



本市で、平成26年7月14日～平成26年7月31日、市内在住16歳以上の男女2000人を対象に実施した「男女共同参画に関する実態調査」の中で、男女共同参画に関わる言葉について「見たり聞いたりしたことがあるもの、知っているものはどれですか？」という調査を行ったところ、以下のような結果になりました。

〈図〉男女共同参画に関わる言葉の認知



図の中で、いちばん認知度が低かった「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉について説明していきます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツって何？

性と生殖に関する健康・権利と訳されます。



リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味します。1994年、カイロ国際人口・開発会議で採択された文章に基づいています。

生殖年齢にある男女のみならず、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。具体的には、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊娠婦の健康、HIV／エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力等を含みます。

リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利です。

具体的には、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利です。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれます。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持つる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利が含まれます。

（日本国際保健医療学会/国際保健用語集より）



～将来、妊娠や出産を希望する方は 「無理なダイエット」に要注意！～

多くの若い女性が持つ「やせ願望」やダイエット指向。実はその多くの人がやせる必要がないのに、偏った食生活を送ったり極端なダイエットを繰り返しています。若い女性の「やせ」は多くの健康問題のリスクを高めると危惧されています。

女性の「やせ」が増えている背景には、食生活や生活スタイルの多様化・各種メディアに露出しているタレントがやせているため「やせているほうがいい」という価値観の普及・氾濫した様々なダイエット法など種々の因子が影響を及ぼしていると考えられています。

過剰な運動や食事制限を繰り返すと、摂食障害（過食症・拒食症）、無月経を招く恐れがあります。将来、妊娠や出産という大切な女性の機能が働かなくなる可能性があります。

また、最近の研究では、若い女性や妊婦の低栄養が、その子どもの将来の生活習慣病（高血圧・糖尿病など）のリスクを高めるとの見方があります。妊娠中のみならず、妊娠する前からの適切な食生活の確保が、将来の子どもたちの健康にとって大切であることを理解し、適正体重の維持とバランスのとれた食生活の確立を目指しましょう。

（厚生労働省 メタボリック症候群が気になる方のための健康情報サイトより）



平成26年4月23日に改正次世代法 が公布（一部施行）されました

次世代法とは？

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年4月に施行されました。この法律では、少子化の流れを変えるため、国や地方公共団体による取り組みとともに、企業においても一般事業主行動計画（以下「行動計画」）を策定、実施していただくことを定めています。

次世代法改正のポイント

①次世代法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長 (平成26年4月23日施行)

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで10年間延長されました。

◆有効期限の延長により、従業員が101人以上の企業は行動計画の策定・届出を行っていただく義務が生じます。

②新たな認定制度（特定認定）の創設（平成27年4月1日施行）

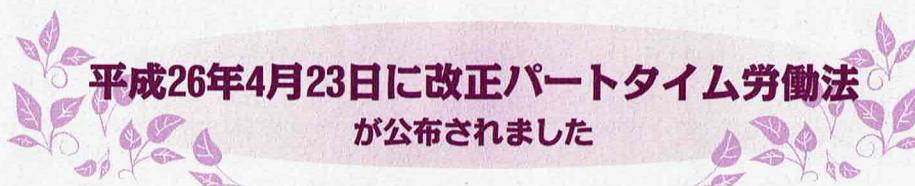
現行法では、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。今回の改正では、このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定制度（特例認定）が創設されます。



▲次世代認定マーク
くるみん

③特例認定を受けた企業について一般事業主行動計画の策定・届出に代えた実施状況公表の義務化（平成27年4月1日施行）

現行の一般事業主行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しつつ、高い水準の取組を行っている企業（新たに設ける認定〈特例認定〉を受ける企業）について、一般事業主行動計画の策定・届出に代えて、両立支援の取組の実績を公表する枠組みが追加されます。



パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わります。

パートタイム労働法改正のポイント（平成27年4月1日施行）

①正社員と差別的扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者については、これまで、(1)職務内容が正社員と同一、(2)人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、(3)無期労働契約を締結しているパートタイム労働者であることとされていましたが、改正後は、(1)、(2)に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

②「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。改正後は、パートタイム労働者の待遇に関するこうした一般的な考え方も念頭に、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図っていただくこととなります。

③パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主が、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について説明しなければならないこととなります。

④パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。



デートDVって知っていますか？

デートDVとは恋人同士の間で起きる暴力（人権侵害）のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、バカにしたり大声で怒鳴る精神的暴力、メールや電話のチェックをする社会的暴力、高価なものを無理やり買わせる経済的暴力、避妊に協力しない等の性的暴力なども含まれます。

困ったときは、ひとりで悩まないで相談してみましょう。

いなぎ女性の悩み相談

相談方法：電話または面談により相談できます。（秘密厳守、相談無料）

相談日：毎月第1・3水曜日、第4土曜日（水曜日は男性も相談可）

時 間：10時～13時、14時～16時（1人50分間）

申し込み方法：相談日の前日までに予約してください。

電話番号：042-378-2286

予約受付時間：8時30分～12時、13時～17時

土・日・祝日、年末年始を除く



配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455 9時～21時 年末年始を除く

東京都女性相談センター

03-5261-3110 9時～20時 土・日・祝日、年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232 9時～16時 土・日・祝日、年末年始を除く

夜間・緊急時は 警察（事件発生時）110番

編集・発行

平成27年2月

稻城市市民部市民協働課男女平等参画係

〒206-8601 稲城市東長沼2111

TEL 042-378-2111 Fax 042-378-5677

Email shiminkyoudou@city.inagi.lg.jp